

(第19号議案)

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条～第13条 (略)</p> <p>(任期付短時間勤務職員等の年次有給休暇)</p> <p>第13条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第2項<u>及び第4条</u>の規定により採用された職員<u>並びに</u>任期付短時間勤務職員の年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2条～第13条 (略)</p> <p>(任期付短時間勤務職員等の年次有給休暇)</p> <p>第13条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第2項の規定により採用された職員<u>及び</u>任期付短時間勤務職員の年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>